

こうぎん News Release

平成29年2月13日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各位

高知大学との遺贈に関する協定の締結について

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、国立大学法人高知大学（以下、「高知大学」といいます。）と下記のとおり遺贈に関する協定を締結いたしましたのでお知らせします。

記

1. 提携の内容

今回の提携により、高知大学へ遺贈を希望されるお客さまに対して、当行が信託銀行等の専門家への紹介を行い、お客さまの大切な財産の一部を、将来高知大学の教育・研究・社会貢献活動などの支援に役立てるための手続きをお手伝いさせていただきます。

※遺贈・・・遺言で財産の全部または一部を、相続人または相続人以外の人に、無償で贈与することをいいます。

2. 締結日 平成29年2月13日（月）

3. ご相談窓口 全店

4. その他

高知大学に遺贈された財産は、相続税の非課税財産になります。

◆詳細につきましては、お近くの店頭窓口でお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 営業企画部
担当：秋沢 TEL 088-871-1430